

三重県風評被害対策本部設置要綱（案）

（設置）

第 1 条 東日本大震災により発生した岩手県久慈市の災害廃棄物を県内で処理する場合において、風評被害の発生により、県民の生命、身体又は財産に重大な損害を与える、若しくは与えるおそれがあり、それらの事態に迅速かつ的確に対応するため、三重県風評被害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 対策本部は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 対策の決定及び実施に関すること。
- (2) 関係機関との情報収集、情報共有及び連絡調整に関すること。
- (3) 広報等に関すること。
- (4) その他対策を実施するため必要なこと。

（体制）

第 3 条 対策本部は、A 体制又は B 体制の 2 段階の体制をとることができる。

- 2 体制については、危機の推移及び対策の状況等により、対策本部の決定によって移行することができる。

（組織）

第 4 条 対策本部は、本部長、副本部長、統括本部員、主任本部員及び本部員をもって構成し、体制に応じて別表 1 に掲げる職にある者を充てる。

- 2 本部長は、対策本部に関する業務を統括し、対策本部を代表する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故がある時又は本部長が不在の時はその職務を代理する。
- 4 統括本部員は、本部員を統括する。
- 5 主任本部員は、廃棄物対策局長を充てることとし、廃棄物対策局に事務局を置く。
- 6 対策本部の職務を実施するため、本部長が別に定める班を置くことができる。

（地方対策部）

第 5 条 地域での情報収集、対策を実施するために本部長が必要と認める場合には、地方対策部を設置することができる。

- 2 地方対策部に地方対策部長、地方対策副部長を置き、本部長が地域機関職員の中から指名するものとする。
- 3 地方対策部長は関係事務所長で構成する地方対策部会議を設置し、地域での対策にかかる総合調整を行うものとする。

(現地対策本部)

第 6 条 本部長が必要と認める場合に、現地対策本部 (以下「現地本部」という。) を設置することができる。

- 2 現地本部に、現地対策本部長、現地対策副本部長及びその他の職員を置き、本部長が、副本部長、統括本部員、主任本部員、本部員及びその他の職員のうちから指名する。

(対策本部員会議)

第 7 条 対策本部は、情報共有、対応方針の決定等を行うため、対策本部員会議 (以下「本部員会議」という。) を開催する。

- 2 本部員会議は、本部長が召集する。
- 3 本部員会議は、本部長が主宰し、その都度必要と認めた本部員で開催する。
- 4 本部長は、本部員のほか、必要と認める者の出席を求めることができる。
- 5 本部員は、本部長に対して本部員会議の開催を求めることができる。

(危機管理統括会議)

第 8 条 対策本部設置時において、危機事案について緊急かつ的確に対応すべき事項を具体的に検討するため、危機管理統括会議を開催する。

- 2 危機管理統括会議は、本部長が召集する。
- 3 危機管理統括会議は、統括本部員が主宰し、その都度必要と認めた本部員で開催する。
- 4 本部長は、本部員のほか、必要と認める者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第 9 条 対策本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 対策本部からの指示事項の処理
 - (2) 関係機関との連絡調整
 - (3) その他幹事会において必要とする事項
- 3 幹事は、別表 2 に掲げる職にある者をもって充てる。

(事務局)

第10条 対策本部の事務局は、環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課に置く。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

別表 1

| A 体制 | |
|-------|-----------|
| 区 分 | 職 名 |
| 本部長 | 知事 |
| 副本部長 | 副知事 |
| | 副知事 |
| | 危機管理統括監 |
| 統括本部員 | 危機管理統括監 |
| 主任本部員 | 廃棄物対策局長 |
| 本部員 | 防災対策部長 |
| | 戦略企画部長 |
| | 総務部長 |
| | 健康福祉部長 |
| | 環境生活部長 |
| | 地域連携部長 |
| | 農林水産部長 |
| | 雇用経済部長 |
| | 県土整備部長 |
| | 出納局長 |
| | 企業庁長 |
| | 病院事業庁長 |
| | 教育長 |
| | 警察本部長 |
| | 監査委員事務局長 |
| | 人事委員会事務局長 |
| | 部 局長 |
| | |
| | |

| B 体制 | |
|-------|---------|
| 区 分 | 職 名 |
| 本部長 | 危機管理統括監 |
| 副本部長 | 廃棄物対策局長 |
| 統括本部員 | 危機管理統括監 |
| 主任本部員 | 廃棄物対策局長 |
| 本部員 | 部長 |
| | 部長 |
| | 部長 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

発生した事案に応じたメンバーで構成します。

